

『平成25年度水道広域化シンポジウム業務委託』企画提案コンペ実施要領

1 業務名

平成25年度水道広域化シンポジウム業務委託

2 企画提案の趣旨

島嶼県という特殊性を有する沖縄県では、安定した水源の確保等が難しく、それらに起因して水道料金などの水道サービスの地域格差が顕在化し、さらに、年々強化される水質基準への対応や災害対策等、水道事業体が抱える諸課題が多くなってきている。

このような中、小規模で運営基盤（経営基盤＋技術基盤）が脆弱な水道事業体が多い現行の市町村ごとの事業運営形態では、水道を将来にわたって安定的に供給していくことが困難となりつつある。

水道は、住民生活や産業活動にとって最も重要なライフラインの一つであることから、平成22年3月に策定された沖縄21世紀ビジョンにおいても、ユニバーサルサービスの向上に向け水道広域化に取り組むこととしている。

水道広域化の推進に対して広く県民等に周知するとともに理解の深化や関心を促進することを目的として水道関係者や需要者を対象としたシンポジウムを開催することとし、同シンポジウムについて企画提案を公募する。

3 事業の概要

（1）水道広域化シンポジウム

実施場所	沖縄本島中南部（提案による）
実施日時	平成26年3月（詳細は協議による）
パネリスト	概ね6名（うち1名は県外）
対象者	約300名

4 委託業務の内容

（1）水道広域化シンポジウム

シンポジウム運営に係る以下の補助業務を行う。

- ①シンポジウムに係る実施計画書等の策定（総合企画、制作等一式）
- ②シンポジウムの演出、運営管理等一式
- ③シンポジウム実施場所の手配等一式
- ④シンポジウム等に係る資料作成一式
- ⑤新聞紙面等への掲載（広告、参加者募集告知等）

- ⑥シンポジウムパネリスト招聘（パネリスト案は県が提案）
- ⑦アンケートの実施・集計
- ⑧映像記録の撮影・編集及び報告書の作成
- ⑨その他、提案があった内容及び協議し決定した事項

5 委託業務期間

契約締結日から平成26年3月28日（金）まで

6 提案上限額

提案上限額は次のとおりとする。なお、この金額は企画提案のために設定するもので、実際の契約金額とは異なる。

総額 3,370千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 連絡先

- (1) 連絡先 沖縄県環境生活部生活衛生課
生活衛生・水道班 担当：大城
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
電話 098-866-2055
FAX 098-866-2723
E-Mail aa024100@pref.okinawa.lg.jp

8 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。また、同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者であること。
- (2) 沖縄県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。

- (4) 沖縄県内に本社を設置していること。(当該事業は県内で実施されることから、県その他関係者と常に連絡を取れる体制を確保するため)
- (5) 本事業の目的を踏まえた事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (6) 公共機関が行った類似する企画立案事業をこれまでに実施した実績を有していること。
- (7) なお、本件業務は二以上の者を構成員として結成された共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下の通りとする。
- ・ 全ての構成員が上記(1)から(5)を満たし、いずれかの構成員により(6)の要件を満たしていること。
 - ・ 構成員が他の共同企業体の構成員として、または単独で本件入札業務に参加しないこと。

9 委託業務仕様書

別添の通り。

10 手続き及びスケジュール(予定)

各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条に規定する県の休日を除き、時間帯は9:00~17:00とする。

- (1) 公募説明会
実施しない。
- (2) 質問書の提出締め切り
平成25年12月19日(木) 15:00必着
※ 7の場所に持参、メールまたはFAXにより提出すること。
- (3) 質問書の回答
平成25年12月20日(金)
※ 質問書の回答は、ホームページにて公開する。
- (4) 企画書提案書の提出期限
平成25年12月27日(金) 17:00
※ 7の場所に持参または郵送により提出すること。

(5) 審査

平成26年1月6日(月)～8日(水)

※審査は書面で行い、プレゼンテーションは実施しない。

(6) 審査結果の通知

平成26年1月上旬

(7) 契約の締結

平成26年1月上旬

1.1 企画提案書の仕様

(1) 企画提案書の形式

A4判縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4判横置き・横書きを可とする。但し、必要な資料についてA3判にして折り込む等、理解しやすいように適宜工夫しても良い。なお、企画提案書の記載にあたっては、理解を容易にするために、イラスト、イメージ図等を用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。

(2) 企画提案書の提出部数等

提出部数は、用紙媒体5部(片面印刷)とする。なお、提出する企画提案書は、1案に限る。

(3) 企画提案書に記載する内容

下記の項目について必ず記載すること。

記載項目	説明
基本的事項事項	(1) 推進体制及び役割分担案、(2) 準備作業等スケジュール (3) 進捗管理
シンポジウム	(1) パネルディスカッション等の具体的イメージ、(2) 演出構成案、(3) 参加者募集の方法

1.2 企画提案書と同時に提出を求める応募書類

(1) 応募申請書 1部

- ・ 共同企業体での参加の場合、代表する幹事となる事業者にて提出し、全構成員を記入する。
- ・ グループ企業等により提案者と申請者(契約者)が異なる場合、契約以降の処

理を委任する旨の委任状の添付が必要であるとともに、実施体制における提案者の関与が必要である。

(2) 応募説明書

提出は A4 判 5 部とする。

応募説明書の内容を下記に示す。(共同企業体の場合、①及び②については構成員毎に作成の上、さらに③について全体の実施体制図を添付すること。)

① 会社概要

会社名

代表者名

所在地(郵便番号、住所、電話番号、FAX 番号、ホームページ URL)

設立年月日

資本金

社員数

事業概要

※定款、国・県の納税証明書、収支決算書(直近 1 年間)を添付すること

② 事業実績(単体・共同企業体を明記)

(受託団体名、契約名称、受託年度、契約期間、受託額、概要を記載すること)

③ 実施体制、担当

本事業を総括する責任者及び本県との窓口となる担当者を設置すること。

また、本事業の作業計画に応じた要員計画を提出すること。

④ 積算書

押印した見積書に内訳、税額、合計については、詳細に記載すること。

1.3 審査及び契約

(1) 企画提案の審査

- ・ 企画提案については、別に設置する審査委員会で評価し、第 1 位及び以降の順位を決定し、選定する。

(2) 評価項目

以下に示す審査項目及び見積価格に基づき、評価を行う。

記載項目	説明
基本的事項	①本業務の目的、条件、内容について理解しているか ②これまでに類似の業務を行ったことがあるか ③推進体制、スケジュール設定及び進捗管理は適切か ④効果的な広報活動になっているか。また実現性はあるか。(県民に広く周知できるようになっているか。) ⑤見積書は正確かつ透明性があり、経済的合理性が高いか
シンポジウム	⑥パネルディスカッションの内容の設定は適切か ⑦参加対象の設定は適切か。対象者が参加しやすい工夫がなされているか。 ⑧内容が県民に伝わりやすいよう演出が工夫されているか ⑨パネリストのスケジュール調整等、参加が可能なように工夫がなされているか ⑩水道広域化の推進に向けて、今後、効果的に活用できるよう工夫がなされているか

(3) 結果の通知

- ・ 全ての企画提案提出者に対し、書面にて選定結果を通知する。
- ・ 評価の内容、審査の経過については公表しない。また個別の問い合わせには応じない。

(4) 委託契約

委託契約は、第1位に選定された者と交渉の上締結する。ただし、沖縄県と第1位選定者間の契約交渉が不調の場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉するものとする。

また、共同企業体の場合は契約時に各構成員間で協定締結し、その協定書を契約書に添付することとする。この場合の協定書の内容には以下の項目を含むものとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、幹事企業及び代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、構成員の個別責任、瑕疵担保責任、協議事項等

14 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 費用の負担

企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類等の取扱い

- ・ 提出された企画提案書等の書類は、返却しない
- ・ 企画提案書等の書類は、審査以外の目的に使用しない。
- ・ 企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。

(4) 著作権の帰属

契約後に発生した著作権については県環境生活部に帰属する。

(5) 検討・調整事項

検討・調整すべき事項が生じた場合は、県環境生活部生活衛生課と委託業者とで別途協議する。